

みどりの農業協同組合情報セキュリティ基本方針

みどりの農業協同組合
代表理事組合長 相澤 成典

(平成17年3月28日制定)

みどりの農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報のセキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当組合の個人情報保護方針に基づく個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

ただし、当組合の職員に係る個人情報の取扱いについては別に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 個人情報
個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 2 個人データ
法第2条第4項に規定する個人データをいう。
- 3 保有個人データ
法第2条第5項に規定する保有個人データをいう。
- 4 本人
個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理組織・体制

(個人情報保護統括管理者等)

第3条 個人情報の保護に関する基本方針にいう個人情報保護統括管理者(情報セキュリティ統括管理と兼任。以下「統括管理者」という。)を、総務部門担当常務とする。統括管理者は個人情報の保護のための措置に関する業務を統括する。

総務部長を個人情報保護事務管理者（以下「事務管理者」という。）とする。事務管理者は統括管理者を補佐し、個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たる。

各部長及び町域支店長を個人情報保護部門管理者（以下「部門管理者」という。）とする。部門管理者は自らが管理している個人情報の保護に関する施策の実施及びその評価・改善に当たる。

部門管理者は、事務管理者に届け出て、各部及び各町域支店に所属する者の中から、個人情報取扱担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならないものとする。

(統括管理者の職務)

第4条 統括管理者の職務は、次のとおりとする。ただし、その一部は必要に応じ事務管理者等に行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならない。

- 1 個人情報の安全管理措置の立案と実施の管理
 - 2 個人情報保護計画の策定と実施結果に基づく評価・改善
- 前項の個人情報保護計画には次の事項を盛り込まなければならない。
- 1 個人情報資産の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善
 - 2 個人情報保護のための責任者、管理者、担当者の役割とその業務内容
 - 3 研修実施計画

(教育・研修の実施)

第5条 事務管理者は、職員その他の関係者に対して、個人情報保護計画に基づく教育・研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

第3章 個人情報の取得及び利用

(取得の原則)

第6条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ目的を特定して、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

新しい目的で個人情報を取得・収集するときは、部門管理者に届け出なければならない。

前項の届け出を受けた部門管理者は、直ちに事務管理者と協議して、その承諾を得なければならない。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第7条 当組合が行う事業の特性上必要な場合を除き、原則として次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならないものとする。

- 1 思想、信条及び宗教に関する事項
- 2 人種、民族、門地、本籍地(都道府県を除く。)その他社会的差別の原因となる事項

不要になった機微情報は速やかに処分するとともに、個人データとして保有するのは管理上必要最小限に限るものとする。また、当該データにアクセスできる者は、部門管理者が認めたものに限るものとし、当該部門管理者はその旨事務管理者に届け出るものとする。

(本人から書面で個人情報を直接取得する場合の措置)

第8条 本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、次の事項を明示したうえでなければ、これを行ってはならないものとする。

- 1 利用目的
- 2 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その旨

利用目的の達成に必要な場合には、前項で特定した利用目的と相当の関連性を有することが合理的と認められる範囲において利用目的を変更することができるが、この

場合には変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(書面以外の方法により個人情報を直接取得する場合の措置)

第9条 統括管理者は、担当者が書面による方法以外の方法により個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を当組合のインターネット・ホームページへの掲載、店頭における掲示又はパンフレット等への掲載の方法によって公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならないものとする。

前条第2項及び第3項の規定は、書面による方法以外の方法により取得した個人情報の取扱いにつき準用する。

(目的外の利用の禁止とその例外)

第10条 本人の同意を得たうえでなければ、前2条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のためにとくに必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(目的外の利用の場合の措置)

第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、統括管理者の承認を受けたうえ、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(個人データの共同利用)

第12条 個人データを第三者との間で共同利用する場合、担当者は共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を部門管理者を通じ事務管理者に届け出なければならない。

前項の通知を受けた事務管理者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。

個人データの共同利用は、統括管理者の承認を得て、事務管理者が必要な措置を講じた後でなければならない。

(共同利用についての公表等)

第13条 取得した個人情報に係る個人データを特定の者と共同して利用する場合にあっては、その旨並びに共同して利用される個人データ項目、共同で利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、第9条の定める方法により本人が容易に知り得る状態においておくか又は本人に通知しなければならない。

前項の場合において、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容につき前項と同様の措置を講じなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第14条 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ部門管理者を通じ事務管理者に届け出るものとする。ただし、第3項第3号に掲げる場合であって緊急を要する場合はこの限りでない。

前項の通知を受けた事務管理者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。

前項の承認は、次の各号に該当する場合を除き、行ってはならない。

- 1 本人の同意を得ている場合
- 2 法令に基づく場合
- 3 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 5 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人データの取扱いの委託)

第15条 組合は、個人データの処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について当組合における同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報を他に漏らす又は盗用することの禁止
- 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による当組合の承諾
- 3 委託契約期間
- 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
- 5 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)改ざん等の禁止又は制限
- 6 委託先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)の禁止
- 7 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における当組合への報告義務
- 8 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任

委託先における委託に係る個人データが前項の規定に基づき適正に行われているかどうかについては、定期的又は随時確認するとともに、不備が認められた場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第4章 個人情報の適正管理

(個人データの正確性の確保)

第16条 事務管理者は、個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(個人情報の入出力、保管等)

第17条 個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、個人情報取扱担当者が行わなければならない。また、コンピュータへの入力が正確に行われたかどうかについては、部門管理者又は当該管理者が指名した者の検証を受けなければならない。

前項の帳票・帳表及び電子媒体に記録された個人情報資産の保管責任者、保管場所、期間等については、個人情報取扱台帳に定めるところによるものとする。

個人情報の利用は、自ら担当する業務の遂行上必要な範囲内においてのみ行わなければならない。また、個人データについては、当該データを管理している部門管理者の許可なしに組合の他の部門及び組合の外部に持ち出してはならない。

業務上、個人データの加工を必要とする場合には、部門管理者の承認を受けなければこれを行ってはならず、目的を達成した後は当該加工したデータを消去しなければならない。

第3項の個人データの持ち出し及び前項の個人データの加工・消去については、その顛末につき管理台帳を設け記録しなければならない。

(個人データの移送・送信)

第18条 個人データの移送・送信は、外部流出等の危険を防止するため、業務上必要な範囲内で必要・適切な方法により、かつ、事務管理者又は部門管理者の承認を受けたうえでなければこれを行ってはならない。

前項の場合には、その顛末につき管理台帳を設け記録しなければならない。

(情報漏洩事故への対応)

第19条 情報漏洩等の事故が発生した場合には、事実を把握した者が部門管理者に報告するものとする。報告を受けた部門管理者は事務管理者に直ちに報告するとともに、事務管理者と協力して事実関係を速やかに調査・確認しなければならない。

事務管理者は、二次災害の防止、類似事案の発生回避等のため、部門管理者と協力するとともに、必要に応じ情報セキュリティ委員会を開催し、再発防止策等を策定したうえで、事実関係とともに公表するよう努めなければならない。また、事実関係の調査・確認に時間を要する場合にも二次災害の防止の観点から漏洩事実の公表等を行い社会的な信頼の回復に努めるものとする。

情報漏洩等の事故を把握した場合には、統括管理者は直ちに所管行政庁及び関係機関等に報告するとともに理事会に報告し、事務管理者は速やかに本人に対し通知を行うこととする。

(文書の管理)

第 20 条 事務管理者は、この規程に基づき作成される文書を適切に管理しなければならない。

(その他の安全管理措置)

第 21 条 個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のための措置については、別に定める「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ基本規程」の定めるところによる。

第 5 章 保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第 22 条 統括管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けて対応する窓口を設置し、この連絡先を本人に通知又は公表しなければならない。

前項の手續の細目は、「個人情報に係る苦情等対応手續要領」に定めるところによる。

(利用目的の通知)

第 23 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

- 1 あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 2 次に掲げる場合
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人からの開示請求等への対応)

第 24 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面又は本人と同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 法以外の他の法令に違反することとなる場合

前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

法以外の他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する

方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第 25 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 26 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 16 条(利用目的の制限)の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第 17 条(適正な取得)の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 23 条(第三者提供の制限)第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第 27 条 第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手續)

第 28 条 第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定に

よる求めに応じる手続については、別に定める「個人情報の開示等に関する手続要領」の定めるところによる。

第6章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第29条 個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にするか、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託しなければならない。

個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄するものとする。

個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。

個人情報の廃棄作業は、部門管理者立会いのもと個人情報取扱担当者が行う。

個人情報の廃棄・消去の顛末については、管理台帳を設け記録しなければならない。

第7章 監査

(監査の実施)

第30条 当組合は、当組合における個人情報保護に関する措置が適切に行われているかどうかについて、少なくとも年1回は監査を実施し、その結果を理事会に報告しなければならないものとする。

前項の監査は、内部監査担当部署が担うものとする。ただし、組合の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

(監査計画等)

第31条 内部監査担当部署の長は、年1回個人情報保護のための監査計画を立案し、理事会の承認を得なければならない。

前項の監査計画及び内部監査の実施要領は、「個人情報保護に係る内部監査要領」に定めるところによる。

第8章 雑則

(職員の責務)

第32条 当組合の職員は、本規程その他個人情報の取扱いに関する諸規程を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

本規程及びその他の規程に定めるところと異なる取扱いを必要とする場合及び当該規程に定めのない事項で取扱いに疑義等があるものについては、部門管理者又は事務管理者に相談し、その指示を仰ぐものとする。

(罰則)

第33条 当組合は、本規程に違反した職員に対して就業規則等に基づき懲戒その他の処分を行わなければならない。

前項の手続は就業規則等に定めるところによる。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

職員個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護に関する法律及び雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、当組合が保有する当組合の職員の個人情報の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、当組合の職員の個人情報について、円滑な処理に配慮しつつ、その保護の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

1 職員

当組合の指揮・監督のもとで就業する者で賃金、給料等を支払われる者及び当組合の指揮・監督下にある派遣労働者をいう。(これらの者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去においてこれらの者であった者を含む。以下同じ。)

2 職員の個人情報(以下「個人情報」という。)

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報であって職員に係るものをいう。

3 個人データ

法第2条第4項に規定する個人データをいう。

4 保有個人データ

法第2条第5項に規定する保有個人データをいう。

5 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(責務)

第3条 当組合は、この規程を尊重し、個人情報の保護に努めるものとする。

職員は、当組合がこの規程に従って実施する措置に協力するとともに、自らも個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の取扱いに関する基本原則

(取扱いの原則)

第4条 個人情報の取得は、原則としてその取得の目的である雇用管理の目的の範囲内において、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

雇用管理に関する個人データを取扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

職員に対し、個人情報の取扱いを通じて、雇用上の不法又は不当な差別を行わないものとする。

(個人情報取得)

第5条 個人情報を収集する場合には、本人から直接取得するものとする。ただし、次に掲げる場合にあってはこの限りでない。

- 1 取得目的、取得先、取得項目等を事前に本人に通知したうえで、その同意を得て行う場合
- 2 法令に定めがある場合
- 3 職員の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合
- 4 業務の性質上本人から取得したのでは業務の適正な実施に支障を生じ、その目的を達成することが困難であると認められる場合
- 5 前各号に掲げる場合の他本人以外の者から取得することに相当の理由があると認められる場合

破棄又は削除若しくは本人に返却する場合を除き、取得目的の範囲を超えてその個人情報を処理しないものとする。

次に掲げる個人情報を収集しないものとする。ただし、法令に定めがある場合及び特別な職業上の必要性があること、その他業務の適正な実施に必要不可欠であって、取得目的を示して本人から収集する場合は、この限りでない。

- 1 思想、信条及び宗教に関する事項
- 2 人種、民族、門地、本籍地（都道府県を除く。）その他社会的差別の原因となる事項

法令若しくは労働協約に特段の定めがある場合又は法令若しくは労働協約に基づく義務を履行するために必要があると認められる場合を除き、労働組合及び職員の意思に反して、職員の労働組合への加入又は労働組合活動に関する個人情報を収集しないものとする。

法令に定めがある場合において、次に掲げる目的の達成に必要な範囲内で取得する場合を除き、医療上の個人情報を取得しないものとする。

- 1 特別な職業上の必要性
- 2 労働安全衛生及び母性保護に関する措置
- 3 前各号に掲げる他職員の利益になることが明らかであって、医療上の個人情報を取得することに相当の理由があると認められるもの

職員がこの規程に反する質問を受けた場合には、職員がその質問への回答を拒否したこと等を理由として、職員に対し、解雇その他の不利益な扱いを行わないものとする。

(個人情報の管理・保管)

第6条 個人情報の管理・保管は、取得目的の範囲内において行うものとし、取得目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報については、速やかに破棄又は削除するものとする。

医療上の個人情報は、別に定める特別の権限と責任を有する者が他の個人情報とは別途に保管するものとする。

保管する個人データについて、取得目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態であるよう点検・更新するものとする。

(個人情報の利用及び提供等)

第7条 個人情報の利用及び提供は、取得目的の範囲内において行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあってはこの限りでない。

- 1 収集目的以外の利用又は健康保険組合等第三者への提供の場合の提供先等につ

いて、事前に本人に通知したうえで、その同意を得て行う場合

- 2 法令に定めがある場合
- 3 当組合職員の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合
- 4 公共の利益の保護のために必要があると認められる場合
- 5 前各号に掲げる場合の他当組合職員の利益になることが明らかであって、収集目的の範囲を超えて利用又は提供することに相当の理由があると認められる場合
個人情報第三者に提供する場合には、提供先に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 1 提供先における当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報の漏洩又は盗用の禁止
 - 2 次に掲げる場合を除き、当該個人データの再提供を行うに当たっての文書による事前の当組合の承諾
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上とくに必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 3 提供先における個人データの保管期間等の明確化
 - 4 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における確実な破棄若しくは削除
 - 5 提供先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)の禁止

(個人データの取扱いの委託)

第8条 個人情報の処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について当組合におけると同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報を他に漏らす又は盗用することの禁止
- 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による当組合の承諾
- 3 委託契約期間
- 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
- 5 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)改ざん等の禁止又は制限
- 6 委託先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)の禁止
- 7 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における当組合への報告義務
- 8 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任

(検査・モニタリング等)

第 9 条 職員に対し、性格検査その他類似の検査を行う場合には、事前にその目的、内容等を説明したうえで、本人の明確な同意を得るものとする。

職員に対するアルコール検査及び薬物検査については、原則として、特別な職業上の必要性があって、本人の明確な同意を得て行う場合を除き、行ってはならない。

職場において、職員に関しビデオカメラ、録音テープ等によりモニタリング(以下「ビデオ等によるモニタリング」という。)を行う場合には、職員に対し、実施理由、実施時間帯、取得される情報内容等を事前に通知するとともに、個人情報の保護に関する権利を侵害しないよう配慮するものとする。ただし、次に掲げる場合にはこの限りでない。

1 法令に定めがある場合

2 犯罪その他の重要な不正行為があるとするに足りる相当の理由があると認められる場合

ビデオ等によるモニタリングの結果のみに基づいて職員に対する評価又は雇用上の決定を行わないものとする。

職員が送受信する電子メールの送受信記録及び閲覧するインターネットの閲覧記録を記録し、必要な措置をとることができるものとする。

第 3 章 情報の開示等

(保有個人データの開示)

第 10 条 職員から、当組合が保有する自己に関する個人データについて、開示の請求があった場合には、速やかにこれに応ずる(請求者に関する個人データが存在しないときはその旨を知らせることを含む。)ものとする。ただし、法令に定めがある場合及び請求があった個人データが、請求者の評価、選考等に関するものであって、これを開示することにより業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがあると認められる場合等には、その全部又は一部に応じないことができるものとする。

職員からの自己に関する個人情報の開示の請求ができるだけ円滑に行われるよう、閲覧場所及び時間等について十分配慮するものとする。

(自己情報の訂正等)

第 11 条 職員から、自己に関する個人データについて事実には誤りがあることを理由として訂正、削除等(以下「訂正等」という。)の請求があった場合において、その内容が正当と認められるときは、速やかにこれに応ずるものとする。

個人データを訂正等する場合には、それまで不正確な又は不完全な個人情報を提供していた関係者に対し、加えた修正内容を可能な範囲で通知するものとする。ただし、職員が通知は不要である旨同意した場合にはこの限りでない。

(自己情報の利用停止)

第 12 条 職員から、自己に関する個人データについてこの規程に反して取り扱われていることを理由として利用又は提供の停止、削除等の請求があった場合において、その内容が正当と認められるときは、速やかにこれに応ずるものとする。

第4章 個人情報の適正な管理

(個人情報の適正管理)

第13条 雇用管理に関する個人情報への不当なアクセス又はその情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止その他の個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずるものとする。

(管理責任者の選任等)

第14条 雇用管理に関する個人情報の管理責任者は、総務部人事課長(以下「人事課長」という。)とし、その業務にあたるものとする。

人事課長は、雇用管理に関する個人情報の取扱いに従事する者の範囲及びその権限を明確にしたうえで、その業務を行わせるものとする。

(教育・研修の実施)

第15条 人事課長は、個人情報事務管理者と協力して、職員に対しこの規程の理解及び遵守を周知徹底するとともに、雇用管理に関する個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置を習熟させるため、必要な教育及び研修を行うものとする。

前項による教育及び研修のほか、当組合が行うその他の教育研修を外部の教育機関・団体を利用して実施する場合には、受講者の氏名等その必要な範囲内での個人情報を当該教育機関等に提供するとともに、受講等の結果を当該教育機関等から取得することができるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 総務部人事課を受付窓口として、職員からの個人情報の処理又は開示などに関する苦情及び相談については、適切かつ迅速に対処するものとする。

第5章 雑則

(労働組合等への通知等)

第17条 本規程の制定及び変更並びに個人情報に関するビデオ等によるモニタリングの導入等を行う場合には、原則として労働組合等に対し事前に通知し、必要に応じ協議を行うものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 本規程は、当組合の「情報セキュリティ基本方針」に基づき、当組合における情報セキュリティの維持及び推進を行うために必要な基本的事項を定めたものであり、当組合における情報セキュリティマネジメントシステム(組織的に情報セキュリティの維持及び向上のための施策を立案、運用、見直し及び改善すること)を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 「情報」とは、有形、無形を問わず、当組合が保有する一切の情報(当組合固有の情報の他、契約その他の正当な手段に基づき入手した、組合員及び利用者その他の第三者から取得した情報を含む。)をいう。
- 2 「情報資産」とは、有形無形を問わず、情報を含む媒体と伝達手段をいう。全ての紙面、媒体、情報システム等と、口頭や電気通信等で伝達される情報を含む。
- 3 「情報システム」とは、情報を取扱う機器装置等のハードウェア、ソフトウェア、プログラム、伝送経路等及び、これらにより構成される電子システム及びその収納施設等をいい、情報に関連する一切の資産及び処理方法を含む。
- 4 「リスク」とは、想定される脅威(情報資産に対して損害を与える要因をいう。以下同じ。)が、情報資産に対して損害を与える可能性をいう。
- 5 「リスク評価」とは、情報資産について、脅威に対する脆弱性を分析し、かつリスクが顕在化した場合の事業に対する影響度を評価することをいう。
- 6 「情報セキュリティ」とは、情報資産に対し、機密性(正当に許可した者だけが当該情報資産にアクセスできること)、完全性(正確及び完全であるよう、情報資産を不正な改ざん及び破壊から保護すること)及び可用性(正当にアクセスを許可された者が、使用許諾の範囲内で、必要な時に円滑に当該情報資産にアクセスできること)を確保し維持することをいう。
- 7 「対象情報」とは、リスク評価の結果、情報セキュリティの確保及び維持が必要と判断した情報をいう。
- 8 「対象情報システム」とは、リスク評価の結果、情報セキュリティの確保及び維持が必要と判断した情報システムをいう。
- 9 「対象情報資産」とは、対象情報及び対象情報システムの総称をいう。
- 10 「不測事態」とは、情報セキュリティの確保及び維持に重大な影響を与える災害、障害、セキュリティ侵害等の事態をいう。
- 11 「役職員等」とは、当組合の役職員並びにこれに準ずる者(嘱託、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等、及び当組合との間に委任契約又は雇用契約が成立した者)をいう。
- 12 「部門」とは、各部及び各町域支店をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、役職員等に適用する。

(情報セキュリティ管理体制)

第4条 「情報セキュリティ委員会」は、情報セキュリティ統括管理者、情報セキュリティ事務管理者、情報システム管理者、情報セキュリティ部門管理者により構成されるものとする。

情報セキュリティ委員会は、当組合における情報セキュリティ維持及び向上に必要な基準、規程類を制定し、これらの周知徹底、運用及び見直し、改善を図るとともに、施策等の審議、評価、見直し、及び改善を行う。

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する不測事態が生じた場合の連絡体制を整備、運営及び見直し、改善を行う。

「情報セキュリティ統括管理者（個人情報保護統括管理と兼任）」は、総務部門担当常務とし、当組合における情報セキュリティに係る業務について統括的責任と権限を有するものとする。

情報セキュリティ統括管理者は、情報セキュリティ委員会の委員長を務めるものとする。

「情報セキュリティ事務管理者」は、当組合の情報セキュリティを主管する部門の長であって、情報セキュリティ委員会及び本規程に従い、当組合における情報セキュリティに係る業務を実施する責任と権限を有するものとする。

「情報システム管理者」は、当組合の情報システムを主管する部門の長であって情報セキュリティ事務管理者を補佐し、当組合の情報システムのセキュリティに係る業務について責任と権限を有するものとする。

「情報セキュリティ部門管理者」は、部門の長であって、情報セキュリティ事務管理者の指示に従い、当該部門における情報セキュリティに係る業務について一義的な責任と権限を有する者をいう。

「情報セキュリティ担当者」は、情報セキュリティ部門管理者の管理責任において、選任された1名又は複数名の者であって、当該部門における第8項に定める役割を代行させるものとする。

情報セキュリティ部門管理者は、情報セキュリティ担当者を選任後、すみやかにその役職、氏名等を情報セキュリティ事務管理者に届け出るものとし、情報セキュリティ担当者を変更する場合も同様とする。

（教育）

第5条 情報セキュリティ統括管理者は、総務部長その他の関係部門長と協議のうえ、役職員等に対し、情報セキュリティ管理体制、規程類及び関係法令等を理解させるために必要な教育を実施する。

（リスク評価）

第6条 情報セキュリティ部門管理者は、自部門が保有する情報資産について定期的にリスク評価を実施し、自部門が保有する対象情報資産を把握しなければならない。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、部門がリスク評価を実施するために必要な事項等を定めた基準を作成し、情報セキュリティ委員会の審議に付す。

情報セキュリティ事務管理者は、情報セキュリティ委員会の審議の結果に従い、前項の基準を制定し、この周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

情報セキュリティ部門管理者は、前項に基づき制定された基準に従い、自部門においてリスク評価の周知徹底、実施、運用を行い、自部門の職員等への指示を行う。

（対象情報に関する情報セキュリティ）

第7条 役職員等は、自己が扱う対象情報を適切に管理しなければならない。

役職員等は、対象情報の管理にあたり、「個人情報保護規程」その他の情報セキュリティに関する規程類を遵守しなければならない。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、役職員等が対象情報を適切に管理するために必要な事項等を定めた基準及び規程等を制定し、周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

情報セキュリティ部門管理者は、前項に基づき制定された基準及び規程類に従い、自部門の職員等が、自部門の対象情報を適切に管理するよう、周知徹底、運用を行い、自部門の職員等への指示を行う。

役職員等は、対象情報の使用及び管理に際し、情報セキュリティに関連する規程、要領等を遵守しなければならない。

(対象情報システムに関する情報セキュリティ)

第8条 情報システム管理者は、当組合の保有する対象情報システムについて、その設計、開発から導入、運用、保守を通じ、対象情報システムの重要度や特性に適合した情報セキュリティの確保、維持のための施策(コンピュータウイルスからの保護、記録情報のバックアップ、情報システムの運用の記録、ネットワークの管理、情報システムの付属媒体の管理、電子メールのセキュリティ、アクセス制御を含むが、これらに限らない。)を講じるものとする。

情報システム管理者は、関係部門長と協議のうえ、対象情報システムを適切に管理するために必要な事項等を定めた基準及び規程類を制定し、この周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

情報セキュリティ部門管理者は、前項に基づき制定された基準及び規程類に従い、自部門の対象情報システムを適切に管理するために、周知徹底、運用を行い、自部門の職員等への指示を行う。

役職員等は、対象情報システムの利用及び管理に際し、情報セキュリティに関連する規程、要領等を遵守しなければならない。

(人に関する情報セキュリティ)

第9条 情報システム管理者は、関係部門長と協議のうえ、職制規程等に役職員等の情報セキュリティ管理体制における役割及び責任を規定する。

役職員等の就任又はその採用の時に、情報セキュリティの確保、維持に関する必要な事項を定めた誓約書等を当該役職員等から取得するものとする。

派遣社員の受入責任者は、受け入れの時に、情報セキュリティの確保、維持に関する必要な事項を定めた誓約書等を当該派遣社員から取得するものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、役職員等及び派遣社員の受入に関する規程類において、前2項に定める誓約書等の取得のために必要な事項等を確保するとともに、これにかかる周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

(取引先に関する情報セキュリティ)

第10条 情報セキュリティ部門管理者は、対象情報資産を取引先等の第三者に開示する場合、対象情報資産を第三者に預ける場合、その他第三者が対象情報資産を知り得る場合は、当該第三者との間で情報セキュリティの確保、維持のために必要な契約を締結する等の適切な措置を講じなければならない。

情報セキュリティ部門管理者は、前項の場合、当該第三者による当該対象情報資産の適切な情報セキュリティの確保、維持のために必要な監督に努めるものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、取引先等の第三者との契約に関する基準及び規程類において、第1項に定める適切な措置を講じるために必

要な事項等を確保するとともに、これにかかる周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

(保管環境に関する情報セキュリティ)

第11条 情報セキュリティ事務管理者は、対象情報資産を保管する建物、区画、書棚等について、当該対象情報資産につき不当なアクセス、紛失、盗難等を防止するため、管理区域の入退出管理その他の適切な措置を講じるものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、前項に基づき基準及び規程類を定め、これにかかる周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

(不測事態対応計画)

第12条 情報セキュリティ事務管理者は、不測事態が生じた場合においても、事業活動に支障をきたさない。又は支障を最小限化するための計画(以下「不測事態対応計画」という。)立案、策定、周知及び見直し、改善を行うものとする。

情報セキュリティ部門管理者は、自部門の対象情報資産について不測事態が生じた場合又はその兆候を知った場合、直ちに不測事態対応計画を実行するとともに、当該不測事態の原因究明を行う。

情報セキュリティ事務管理者は、不測事態対応計画の実効性について定期的に見直し、必要に応じて改善を図るものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、関係部門長と協議のうえ、管理責任者が不測事態対応計画の策定等を行うために必要な事項等を定めた組織基準を制定し、この周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

(不測事態の報告等)

第13条 役職員等は、不測事態の発生又は発生の兆候を知った場合、直ちにこれを所属する情報セキュリティ部門管理者に報告するものとする。

情報セキュリティ部門管理者は、前項の報告を受けた場合、前条第2項に基づきすみやかに不測事態対応計画を実行するとともに、不測事態の発生等につき、情報セキュリティ事務管理者に報告し、情報セキュリティ事務管理者は直ちにこれを情報セキュリティ統括管理者に報告するものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、情報セキュリティ統括管理者の指示に基づき、関係部門長と協議のうえ、当該不測事態の対応を行い、事態の収束を図るものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、不測事態の再発防止の観点から、不測事態への対応結果につき、必要に応じ情報セキュリティ委員会に報告する。

(自主点検)

第14条 情報セキュリティ部門管理者は、自部門における情報セキュリティの確保、維持について定期的に自主点検し、改善を図らなければならない。

情報セキュリティ部門管理者は、前項の自主点検の結果をすみやかに情報セキュリティ事務管理者及び内部監査担当部署の長に報告する。

情報セキュリティ事務管理者は、前項により提出を受けた自主点検の結果を評価し、その結果に応じ、改善を図るために必要な指導を部門管理者に対して行うものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、内部監査担当部署の長その他の関係部門長と協議のうえ、部門管理者が第1項の自主点検を実施するために必要な事項等を定めた基準を制定し、この周知徹底、運用及び見直し、改善を図る。

(監査)

第15条 内部監査担当部署の長は、本規程並びに本規程に基づく情報セキュリティ事務管理者が制定する基準及び規程類の遵守状況を監査する。

情報セキュリティ事務管理者は、前項の監査の結果に応じ、管理責任者に対して改善を図るための指導を行うものとする。

(規程等の遵守)

第16条 役職員等は、情報セキュリティの重要性を認識のうえ、本規程及び本規程に基づき制定される基準及び規程類、関係法令その他の規範及び第三者との契約に定められた事項を遵守しなければならない。

(違反時の措置)

第17条 本規程及び本規程に基づき情報セキュリティ委員会等が制定する基準及び規程類に違反した場合、就業規則等に基づき懲戒処分その他の処分に付することがある。

(規程等の見直し・改善)

第18条 情報セキュリティ事務管理者は、本規程及び本規程に基づき制定された基準の実効性を確保するために、第13条に基づき報告を受けた不測事態の発生原因等を考慮のうえ、定期的これらを見直し、必要に応じ改善を図るものとする。

情報セキュリティ事務管理者は、情報セキュリティ部門管理者に対し、前項の見直し、改善が確実に行われるよう指導する。

(改廃)

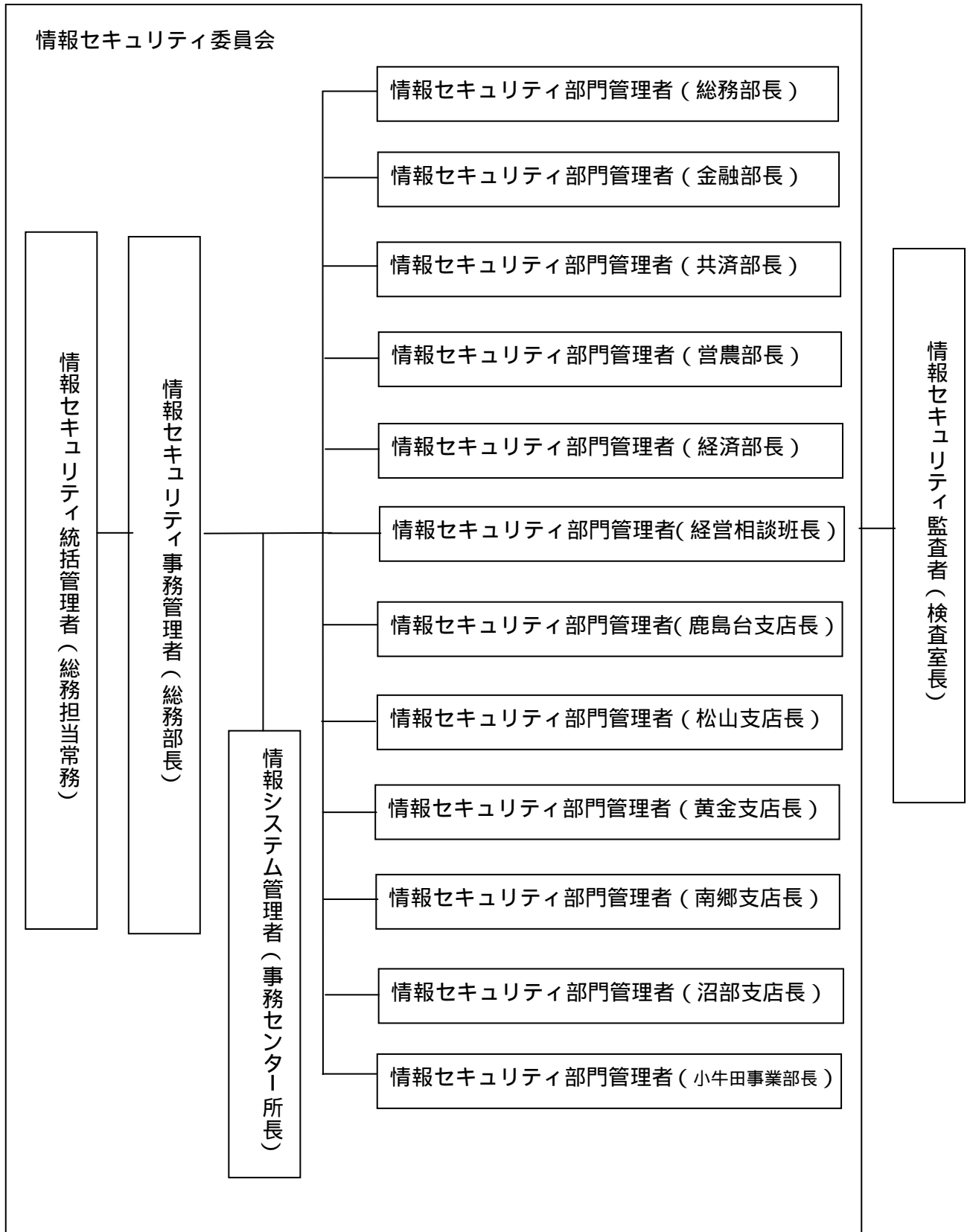
第19条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

情報セキュリティ委員会構成図



参考

(役員から徴する誓約書)

誓約書

みどりの農業協同組合
代表理事組合長殿

平成 年 月 日
住所
氏名

私は、貴組合の役員として、個人情報の保護に関する法律に定める安全管理措置及び情報セキュリティ規程第9条第2項の定めにより本誓約書をもって下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 . 貴組合の在任中に知り得た貴組合及び貴組合の利用者についての個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 . 私が役員を退任する場合には、貴組合の在任中に職務の遂行上貴組合から交付を受けた個人情報に関する業務上の資料及び貴組合が利用者から取得された当該利用者に係る個人情報並びにそれらの複製物については、その一切を貴組合に返還し、退任後においても上記1の義務を遵守します。

以上

(職員から徴する誓約書)

誓約書

みどりの農業協同組合
代表理事組合長殿

平成 年 月 日
住所
氏名

私は、貴組合の職務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法律に定める安全管理措置及び情報セキュリティ規程第9条第2項の定めにより本誓約書をもって下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 . 貴組合在職中に知り得た貴組合及び貴組合の利用者についての個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 . 私が退職する場合には、貴組合在職中に職務の遂行上貴組合から交付を受けた個人情報に関する業務上の資料及び貴組合が利用者から取得された当該利用者に係る個人情報並びにそれらの複製物については、その一切を貴組合に返還し、退職後においても上記1の義務を遵守します。

以上